

ISSスクエア

ディスプレイインフォメーションに関する 法制度の提案

法制・倫理分科会

- 序章 法制・倫理分科会の紹介
- 第1章 はじめに
- 第2章 日本の既存の法律
- 第3章 海外の法律
- 第4章 法律制定の提案
- 第5章 おわりに

序章 法制・倫理分科会の紹介

【メンバー】

研究リーダー：村上 康二郎 教授

学生：計5名(情セ大3名、中央大2名)

富田雅斗、松波俊介、惣島雅樹、潮田幹生、櫻井鐘治

【活動内容】

- 情報セキュリティに関する「法」と「倫理」の在り方について、「実践」と「理論」の両面から検討することを目的として活動
- 情報技術の進歩に伴って日々生まれる、従来の規範の枠組みでは対応できない課題を明らかにし、方策の提案を目指す

• 2024年度活動テーマ

「フェイクニュースの法的・倫理的課題」



イラスト：ChatGPTで作成

- 2025年度活動テーマ

「デイスインフォメーションに関する法制度の提案」

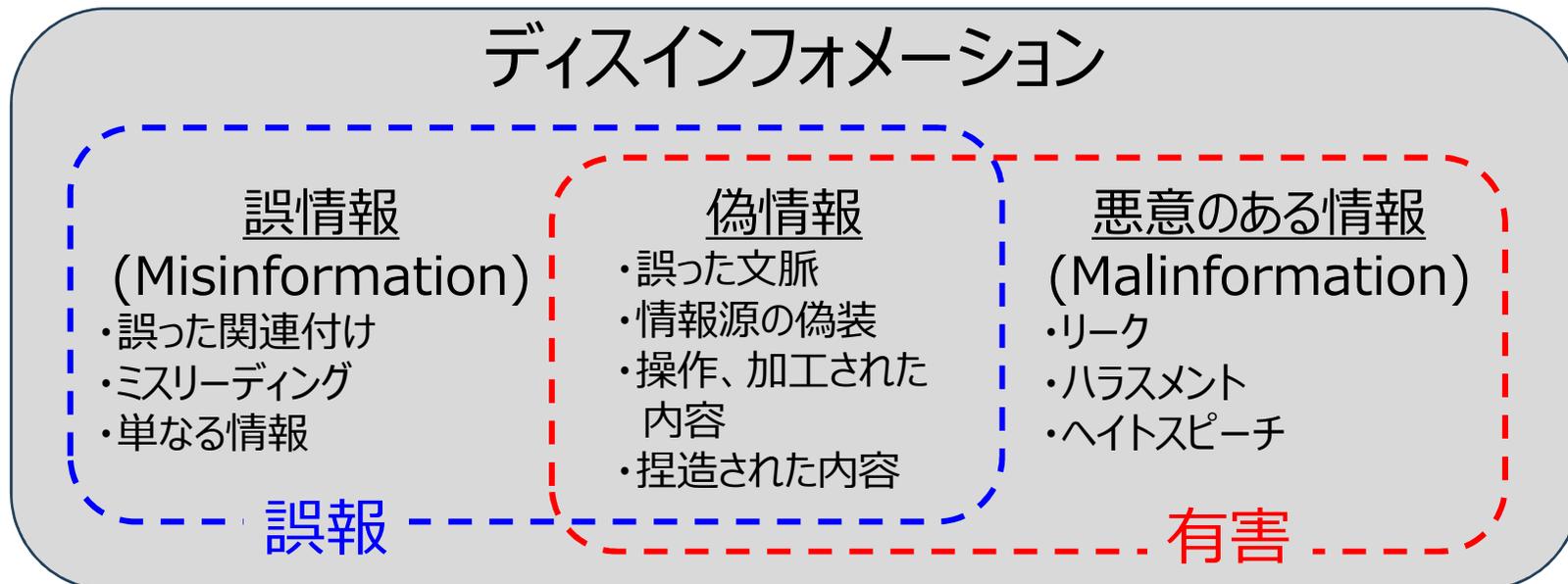


イラスト：Copilotで作成

第1章 はじめに

- ディスインフォメーションとは「あらゆる形態における虚偽の、不正確な、または誤解を招くような情報で、設計・表示・宣伝される等を通して、公共に危害が与えられた、又は、与える可能性が高いもの」を指します
- 近年のSNSの普及により、災害・戦争・選挙などあらゆる場面でディスインフォメーションが巧妙に流布されており、国家の安全保障にも影響を与えかねません
- 昨年度まで用いていた「フェイクニュース」は、マスメディアの報道を連想させ、範囲が狭くかつ軽視される恐れがあることや、内容が偽情報に限らないことから、以降では「ディスインフォメーション」を用います

- 似た言葉として誤情報(Misinformation)や悪意ある情報 (Malinformation)がありますが、それらの「誤報」と「有害」の両要素を併せ持つのがディスインフォメーションとされています
- 真なる情報が悪意のある誤った文脈で用いられるものもディスインフォメーションに含まれます



- ディスインフォメーションに関係する日本国内の既存の法律および海外の法律を調査し明らかにする
- 調査結果を元にディスインフォメーションに関する法律制定を提案する

第2章 日本の既存の法律

1. ディスインフォメーションが引き起こす社会問題

① 国家運営への影響

- 選挙の候補者の虚偽情報、政策・政権に関する虚偽情報

② 外交安全保障への影響

- 外国人、外国に関する虚偽情報、国民同士の対立を扇動するような情報
- 有事・グレーゾーンの際に偽の避難情報・攻撃情報

③ 公衆衛生への影響

- ワクチン副作用に関するデマ、危険な民間治療・危険薬物への誘導

④ 災害・防災時の混乱

- 偽の避難情報、物資の買い占めを扇動するデマ
- 災害状況や要救護者の誤情報

⑤ 金融・市場への影響

- 株価・商品価値の下落を招く企業の風説
- 偽の買収情報

⑥ 消費者への被害

- 偽広告・偽レビュー

⑦ 個人権利の侵害

- 個人の名誉を棄損するような情報



“2024年7月の東京都知事選の際に拡散されたとされる画像”

https://lh7-us.googleusercontent.com/docsz/AD_4nXdrrydynNjrJ5JQdSssVt776OfDQCaUycWQPb46wPmXo3FNe-xou8MZlg8TeYRNwrb9oCeVcQi0PQhurNc6DRXpwA6COxQH0Yog4ib3SL3jFV3Ao7Ify5G2r1UwIT0gMqVsf9mJ_0rWruO_vEimMJ651?key=Y4456_vil7xzNlpaMEKGWA より



“2025年12月8日に青森県八戸市で震度6強を観測した地震の際に拡散された生成AIの画像”

<https://www.factcheckcenter.jp/content/images/size/w2000/2025/12/-----top-----3-.jpg> より

2.問題と既存法律の対応 (1/2)

問題の種別	対応する法律等	規制対象・規制内容
①国家運営への影響		
候補者に関する虚偽情報	公職選挙法235条	当落を目的として候補者に関する虚偽情報を公にした場合に 罰則
政策・政権に関する虚偽情報	刑法233条,234条	役所・自治体業務を混乱させる虚偽情報の流布した場合、 信用毀損／偽計・威力業務妨害 の可能性
②安全保障への影響		
偽の避難情報、攻撃情報	刑法233条,234条	自衛隊業務を妨害する虚偽情報の流布した場合に、 偽計・威力業務妨害 の可能性
③公衆衛生への影響		
偽の副作用情報、危険な民間治療、危険薬物、誤用の誘発	医療法・医療広告ガイドライン、薬機法66条	医療関連（治療・医薬品・医療機器）の効能等に関する虚偽／誇大表示は、 行政措置（中止・改善・公示等）・課徴金・刑事罰の対象
④災害・防災時の混乱		
偽の避難経路、避難情報、デマによる物資の買い占めや、交通渋滞の誘発	刑法233条,234条	虚偽の避難情報等で避難誘導・交通整理を混乱させたり、流通・小売・交通等の事業者／自治体の業務を妨害した場合、 偽計・威力業務妨害 の可能性

2.問題と既存法律の対応 (2/2)

問題の種別	対応する法律等	規制対象・規制内容
⑤金融・市場への影響		
特定の企業の株価、商品価値を貶める虚偽情報	刑法233条	虚偽の風説で企業の信用失墜させた場合、 信用毀損／偽計業務妨害 の可能性
偽の金融情報、偽の買収・TOB情報	金融商品取引法158条	風説の流布・偽計で相場を変動させた場合、 刑事罰 対象となる可能性
⑥消費者への被害		
特定の商品に対する偽広告・偽レビュー	景品表示法	うそ・誇大表示／広告であることの隠蔽した場合、 規制・措置命令／課徴金 の対象となる可能性
	特定商取引法	通信販売等の広告における虚偽・誘引表示は 行政処分 の対象となる可能性
	消費者契約法	不実告知・断定判断提供・不利益事実の不告知で誤認契約した場合 消費者は申込み／承諾を取消可能
⑦個人権利の侵害		
特定の個人の名誉を毀損するような情報	刑法230条,231条	事実の摘示で名誉を毀損した場合、 名誉毀損罪 の可能性、事実なしでも侮辱は 侮辱罪 の可能性
	民法709条	虚偽情報で名誉等の権利・保護利益を侵害した場合 不法行為として損害賠償 の可能性

3.現状整理

- ディスインフォメーションにより、**明確に**個々の企業・個人を貶めたり、政府・自治体等の業務を妨害したりするなどして**損害を与える行為**については、既存の法律により規制し、罰則を与えることも可能
- 一方でこれらの法律は、ディスインフォメーションの流布・拡散後に事後的に**個別の（発生しうるの）損害の内容に応じて適用される**ものであり、情報の真偽や損害の有無について慎重な判断が必要であるため、**ディスインフォメーションの流布・拡散そのものを統一的に規制する効果は期待できない**
- **SNSを通じた高速・広範囲**なディスインフォメーションの拡散、**生成AI等を活用した高度なディスインフォメーション**への対応も追いついていない

第3章 海外の法律

1

政府介入型
(シンガポール)

2

PF義務化型
(ドイツ)

3

構造是正型
(EU)

非規制型
(アメリカ)

政府が虚偽を判定し、迅速に「訂正」を強制する

概要

政府が虚偽情報と認定したコンテンツに対し、訂正指示やアクセス停止を**強制**できる。

「**公共の秩序維持**」を最優先。

行政に強力な介入権限を与える**トップダウン型**。

条文

第11条（訂正指示）：政府が虚偽と設定した場合、訂正文の掲載を命じる。

第12条（通信停止指示）：虚偽情報の発信者に対し情報の伝達を停止するよう命じる。

■ 適用事例：野党政治家への初適用（2019年11月）

野党党員がSNSで政府系ファンドの投資判断に政府が不適切に関与していると批判。

対応：政府はこれを「虚偽」と認定し、**第11条**に基づき**訂正文の掲載を命令**。

ポイント：裁判所の判断を待たず、**行政の判断だけで即座に情報修正**が行われた。

事業者が内容の違法性を判断し、24時間以内に削除する

概要	条文
<p>PF事業者に対し、通知を受けた特定の違法コンテンツ（ヘイトスピーチなど）を迅速に削除・非表示にする義務を課す。</p> <p>「人権の保護」を最優先。</p> <p>PF事業者に削除の判断と実行を委ねる。</p>	<p>第3条（苦情処理）：「明らかに違法なコンテンツ」は、苦情を受けてから24時間以内に削除またはアクセスを遮断しなければならない。</p> <p>罰則：組織的な違反には最大5,000万ユーロ（約80億円）の過料。</p>

■ 適用事例：極右政党議員の投稿削除（2018年1月）

極右政党議員幹部が警察のアラビア語ツイートに対し差別的発言を投稿。

対応：Twitter社が**第3条**に基づき**即座にアカウントをロックし投稿を削除**。

ポイント：ヘイトスピーチを迅速に排除したが、**民間企業による検閲**の危うさも露呈。

構造的な「拡散の仕組み」を是正し、包括的リスクを軽減する

概要	条文
<p>PFの規模に応じて義務を段階的に適用。</p> <p>コンテンツそのものの合法性判断を避け、偽情報が拡散するサービス構造の改善を要求する構造的対処。</p> <p>透明性と説明責任を核とする。</p>	<p>第34条 (リスク評価) : 大規模PFは、自社サービスが社会に与えるリスク (偽情報、選挙介入など) を分析・評価しなければならない。</p> <p>第35条 (リスク軽減) : 評価したリスクに対し、アルゴリズム修正などの軽減措置を講じる義務。</p>

■ 適用事例 : X (旧Twitter) への正式調査 (2023年12月)

イスラエル・パレスチナ情勢に関する偽情報の拡散や、監視体制の不備。

対応 : 欧州委員会が**第34条・第35条**に基づき、初の正式な侵害調査を開始。

ポイント : 個別の投稿削除ではなく、「**偽情報が広まりやすい仕組み**」そのものの責任を追及。

「誰」が「何」を規制するかで、効果とリスクが異なる

	POFMA (シンガポール)	SNS法 (ドイツ)	デジタルサービス法 (EU)
主体	政府	PF事業者 (政府の監督下)	PF事業者 (監査機関の監視下)
対象	虚偽の事実	特定の違法投稿	サービスの アルゴリズム
効果	強制的な訂正	24時間以内の 迅速な削除	リスク評価と 軽減措置
リスク	政府による検閲	事業者による 過剰削除	表現の自由と 構造是正の両立

第4章 法律制定の提案

■ 基本理念

- ・ **SNSプラットフォーム事業者**に対して、表現の自由を最大限尊重しつつ、「虚偽情報による公共リスクの最小化」と「**拡散を設計・管理する主体**」としての責任を問う

■ 対象 参考：情報流通プラットフォーム対処法

- ・ **第20条第1項**：利用者が多い大規模なSNSや掲示板などの事業者を「大規模特定電気通信役務提供者」として総務大臣が指定 ⇒ **提案法案でも採用**
- ・ 1月間の平均利用者数1000万人以上、かつ1月間の平均発信者数200万人以上

大規模特定電気通信役務提供者	サービス名
Google LLC	YouTube
LINEヤフー株式会社	Yahoo!知恵袋、Yahoo!ファイナンス、LINEオープンチャット、LINE VOOM
Meta Platforms, Inc.	Facebook、Instagram、Threads
TikTok Pte. Ltd.	TikTok、TikTok Lite
X Corp.	X
株式会社ドワンゴ	ニコニコ
株式会社サイバーエージェント	Amebaブログ
株式会社湘南西武ホーム	爆サイ.com
Pinterest Europe Limited	Pinterest

(1) リスク管理

デイスインフォメーション発生前

参考：EU デジタルサービス法

- ① PF事業者は、自社サービスが持つレコメンド・トレンド表示・自動拡散収益化（広告・投げ銭）が誤情報を加速させる**リスクを評価・軽減する義務**を負う
- ② 専門家（AI, 社会科学, 経済学等）を交えた自社サービス信頼性評価を義務化
- ③ 有事の際や状況に応じて、**機能の制限やモード切替**を行う
例） 災害・感染症・選挙時 ⇒ 拡散速度を自動的に抑制する「緊急モード」搭載
信頼性未検証情報 ⇒ レコメンド対象外にする
- ④ AI生成コンテンツの**検知・ラベリング義務**、なりすまし・偽映像は自動で拡散制限、検知技術の継続的改善義務

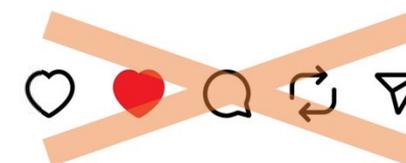
項目	EU	ドイツ	米国	シンガポール	提案
①② 事前リスク評価	○	×	×	×	○ (収益構造に着目)
③ モード切替	○	×	任意	政府命令	○
③ レコメンド規制	○	×	任意	×	○ (自律的に行う)
④ AIラベリング	○	×	任意	△	○

(2) 段階的インシデント対応

ディスインフォメーション発生時

参考：EU デジタルサービス法

STEP 1 拡散抑制	措置	いいね・共有・検索露出制限
	判断	自動検知・外部通報
	対応	数時間以内



STEP 2 一時凍結	措置	非公開化・収益一時停止
	判断	人による審査
	対応	48時間以内



STEP 3 投稿削除	措置	完全削除・訂正表示
	判断	裁判所 or 独立機関
	対応	原則1週間以内



軽い措置ほど「速さ重視」、重い措置ほど「正確性重視」

削除は最終手段

「即削除しない」ことで表現の自由への配慮

(3) 透明性

定期・ディスインフォメーション発生後

参考：EU デジタルサービス法、ドイツ SNS法、米国運用

PF事業者は以下を公開・定期報告しなければならない

- ① ディスインフォメーション対応ポリシー（自社基準）
- ② 削除・凍結・拡散制限の判断基準
- ③ 対応件数・平均対応時間
- ④ AIによる自動検知の利用有無、人の判断とAI判断の役割分担
- ⑤ 異議申立て件数と覆った割合
- ⑥ 緊急時（災害・選挙等）の特別ルール

削除や制裁を直接義務づける前に、見える化を法的に強制
⇒ 「なぜ消されたのか／なぜ放置されたのか分からない」をなくす

説明要求優先

手続きの公平性や模倣投稿の抑制に期待

第5章 おわりに

拡散しやすい仕組みの制御が重要

- ◆ デイスインフォメーションは、既存法の「事後規制」だけでは十分に対応できない
 - ◆ 海外法制（EU・ドイツ・シンガポール等）を比較し、日本に適したアプローチを検討
 - ◆ 投稿内容そのものではなく、「拡散を設計・管理するプラットフォームの責任」に着目
 - ◆ 表現の自由を尊重しつつ、迅速性と正確性を両立する段階的対応を制度化
 - ◆ 生成AIの発展により、情報環境はさらに複雑化
- ⇒ 今後、ますます透明性と説明責任を軸とした制度設計が重要になる

